

女労協第67号-1
平成29年8月18日

各 位

一般財団法人女性労働協会
会長 鹿嶋 敬
(公 印 省 略)

「中小企業のための女性活躍推進事業」及び「女性活躍推進ミニシンポジウム」に係る広報について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、当協会の事業につきまして、ご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、厚生労働省からの委託を受け、「中小企業のための女性活躍推進事業」を運営しております。この事業では、中小企業の女性活躍を推進することを目的として、平成28年4月1日施行の女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出や、「えるぼし」認定取得に向けた、中小企業の取組を集中的に支援いたします。

また、来る9月20日に『女性活躍推進ミニシンポジウム』を愛知県で開催し、女性活躍推進に取り組んでいる企業の経営者や人事労務担当者を招聘し、その取組等をご紹介いただくこととなりました。

つきましては、下記とおり、事業案内チラシ及びミニシンポジウム開催案内チラシを送付させていただきますので、業務多忙の折、お手数をおかけしますが、周知広報につきましてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 事業案内チラシ（A4版）
- 2 えるぼし認定取得案内チラシ（A4版）
- 3 女性活躍推進ミニシンポジウム案内チラシ（A4版）

<お問合せ先>

女性活躍推進センター 東京事務局
一般財団法人 女性労働協会
第三事業部 高橋、菅原、野崎

TEL 03-3456-4412 FAX 03-6809-4472

Mail suishin@jaaww.or.jp

URL <http://www.josei-suishin.com>

女性活躍推進法への対応は、お済みですか？

女性活躍推進法が平成28年4月1日より施行され、従業員数300人以下の中小企業は一般事業主行動計画の策定・届出などが努力義務となっています。厚生労働省では、『中小企業のための女性活躍推進事業』を実施しています。社員の活躍を後押しし、人材確保や業績向上につなげましょう。

無料でサポート



男女共に
人材が定着
するよう
になった！



優秀な人材が
採れるよう
になった！



業績向上の
きっかけに
なった！

一般事業主行動計画策定・届出や「えるぼし」認定を取得するとこんなメリットも

公共調達における加点点評価

国の各府省において行う公共調達において、加点点評価されます。
さらに「えるぼし」認定企業はより高く加点点されます。

▶具体的な配点は各府省において設定

日本政策金融公庫の低利融資

日本政策金融公庫の「地域活性化・雇用促進資金（企業活力強化貸付）」を利用する際、基準利率より低利で融資を受けることができます。

▶詳しくは日本政策金融公庫へ

両立支援等助成金 （女性活躍加速化コース）

自社の女性活躍に関する「数値目標」と、その達成にむけた取組み目標を盛り込んだ「行動計画」を策定し、目標を達成した事業主に支給されます。

▶詳しくは都道府県労働局へ

全国の『女性活躍推進アドバイザー※』がきめ細やかに支援します。

全国の『女性活躍推進アドバイザー※』が女性活躍推進法に基づく課題分析、行動計画策定、認定取得等についてきめ細やかに支援します。いずれも無料で実施しています。※女性活躍推進分野における企業支援の専門家（裏面をご参照ください）

全国で説明会を開催

女性活躍推進法の概要や、自社の女性活躍に関する課題分析や行動計画策定のポイントなど、分かりやすく説明します。

実施期間 平成29年8月～平成29年12月（予定）

対象 従業員300人以下の企業

電話相談・個別訪問支援

ご要望に応じて全国の女性活躍推進アドバイザーが電話または訪問により支援します。

実施期間 平成29年7月～平成30年3月中旬（予定）

対象 従業員300人以下の企業

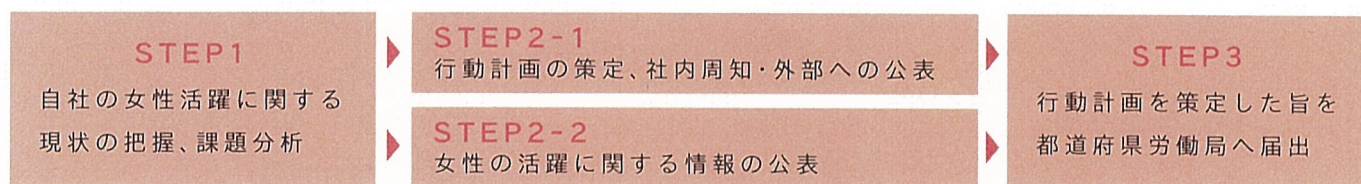
<http://www.josei-suishin.com>

女性活躍推進サポートサイト 

「中小企業のための女性活躍推進事業」は厚生労働省より委託を受け、一般財団法人女性労働協会が運営しています。

一般事業主行動計画とは

女性活躍推進法に基づき、自社の女性活躍に関する現状を把握、課題を分析し、その課題に基づいた目標を設定、達成するための一般事業主行動計画を策定します。行動計画には、①計画期間、②数値目標(1つ以上)、③取組み内容、④取組みの実施時期を盛り込む必要があります。



行動計画の策定とあわせて、自社の女性の活躍に関する情報を公表しましょう。

「えるぼし」とは

一般事業主行動計画を策定・届出をした事業主のうち、女性活躍推進に関する状況等が優良な事業主は、都道府県労働局への申請により厚生労働大臣の認定を受けることができ、認定マーク「えるぼし」を商品や広告、名刺、求人票などに使うことができます。



シンポジウム・説明会の開催 ※詳細は下記HPでご確認ください。

無料支援

女性活躍推進法に基づく取組み方法、行動計画策定等についてのセミナーを開催します。

対象者	従業員数300人以下の中小企業経営者・人事労務担当者の方
実施期間	平成29年8月～12月実施予定(1回/2時間)
実施会場	全国47都道府県
定員	シンポジウム 100～200名予定/1回 説明会 50名予定/1回
参加費	無料

全国
47都道府県
でシンポジウム・
説明会実施



女性活躍推進アドバイザーによる個別支援

無料支援

女性活躍推進アドバイザー(女性活躍推進分野における企業支援の専門家)が、御社の女性活躍の状況(採用・就業継続・管理職割合など)把握や、課題分析、達成すべき目標の設定などについて、訪問や電話等により、個別にきめ細やかにアドバイスを実施します。

対象者	従業員数300人以下の中小企業経営者・人事労務担当者の方
実施期間	平成29年7月～平成30年3月中旬実施予定

電話相談



個別訪問



お問い合わせ

女性活躍推進センター東京本部
一般財団法人女性労働協会

<http://www.josei-suishin.com> [女性活躍推進サポートサイト](#)

〒108-0073 東京都港区三田3-5-21 三田北島ビル4F

TEL 03-3456-4412 FAX 03-6809-4472

E-mail suishin@jaaww.or.jp

平成29年度「中小企業のための女性活躍推進事業」



Ministry of Health, Labour and Welfare

女性活躍推進への取り組みや姿勢を”見える化”

認定マーク「えるぼし」を取得して、
優秀な人材を確保!!

「えるぼし」取得に必要な一般事業主行動計画策定等を無料でサポートします！

優秀な人材が
採れるように
なった！



業績向上の
きっかけに
なった！

男女共に
人材が定着
するよう
になった！

◆ 『えるぼし』とは ◆

一般事業主行動計画を策定・届出をした事業主のうち、女性活躍推進に関する状況等が優良な事業主は、都道府県労働局への申請により厚生労働大臣の認定を受ける事ができ、認定マーク『えるぼし』を商品や広告、名刺、求人票などに使う事ができます。



※認定マークについて… 「L」には、Lady(女性)、Labour(働く、取り組む)、Laudable(賞賛に値する)などさまざまな意味があり、「円」は企業や社会、「L」はエレガントに力強く活躍する女性をイメージしています。

◆ 『えるぼし』を取得するには ◆



※認定制度について、詳しくは、厚生労働省ホームページ(女性活躍推進法特集ページ)のパンフレット「認定を取得しましょう!」をご参照ください。
http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/nintei_1.pdf

◆ 『女性活躍推進法』とは ◆

女性が職業生活において、その希望に応じ、十分に能力を発揮、活躍できる環境を整備する事を目的としています。
この法律により、一般事業主行動計画の策定・届出等が義務になっている大企業はもとより、中小企業においても努力義務があることから、女性活躍の重要性を理解し、取組みを加速させて行く事が重要です。

◆ 一般事業主行動計画とは ◆

女性活躍推進法に基づき、自社の女性活躍に関する現状を把握、課題を分析し、その課題に基づいた目標を設定、達成するための行動計画を策定します。行動計画には、①計画期間、②数値目標(1つ以上)、③取組み内容、④取組みの実施時期を盛り込む必要があります。

行動計画策定を無料でサポート!

● お問い合わせ ●

女性活躍推進センター東京本部
一般財団法人女性労働協会
E-mail suishin@jaaww.or.jp

〒108-0073 東京都港区三田3-5-21 三田北島ビル4F

TEL 03-3456-4412
FAX 03-6809-4472

受付時間(平日)
9:00~17:30

<http://www.josei-suishin.com>

女性活躍推進サポートサイト

参加
無料

愛知県版 平成29年度女性活躍推進ミニシンポジウム

あなたの会社の未来のために、 女性活躍推進の取組を始めてみませんか

厚生労働省では中小企業における女性活躍を推進することを目的として、平成28年4月1日施行の女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出や、「えるぼし」認定取得に向けた、中小企業の取組を支援しています。この度『女性活躍推進ミニシンポジウム』を開催し、女性活躍推進に取り組んでいる企業の経営者や人事労務担当者を招聘し、その取組等をご紹介します。

これから取組を目指す企業のみなさまが、自社組織内で実践できるようなエピソードや事例などを織り交ぜながら、具体的な取組内容、取組後にもたらされる効果、メリットなどを詳しくお話しいたします。

参加は無料ですので、皆様のご来場をお待ちしております。

※女性活躍推進アドバイザーとは … 女性活躍推進分野における企業支援の専門家として、御社の女性活躍の状況（採用・就業継続・管理職割合など）把握や、課題分析、達成すべき目標の設定などについて、訪問や電話等により、個別にきめ細やかにアドバイスを実施します。

日時

9月20日 水 14:30～16:30

開場 14:00

会場

愛知県産業労働センター(ウインクあいち)
13階 1302号室

定員 100名

参加対象

従業員数300人以下の中小企業経営者・人事労務担当者

参加費 無料

第1部

講演会

14:30～15:30

「経営に活かす女性活躍推進」

講演者 渡辺 謙一 マイコミュニケーション株式会社 人材開発部 部長

講演者および企業プロフィール

マイコミュニケーション株式会社にサービスショップスタッフとして入社
店舗責任者やエリア統括を経て、平成23年3月『人材開発部』を立上げ
『保険ショップ大学』の研修運営を担当
平成28年 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定(3段階)
平成28年 「あいち女性輝きカンパニー」認証



第2部

説明会

15:40～16:30

「女性活躍推進法に基づく行動計画策定・ 届出、えるぼし認定の取得方法を知る」

講師 飛田 あゆみ 女性活躍推進アドバイザー

女性活躍推進アドバイザーが、法令等に基づいて事業主が行うべき課題分析や行動計画策定等について、また認定取得のメリット、取得までの手続きなどの説明を行います。



FAX番号 03-6809-4472 まで送信ください

愛知県版 9/20開催 平成29年度女性活躍推進ミニシンポジウム

こちらの用紙に必要事項を記入してEメールにて送信いただくか、FAXにてお送りください。
お一人様一枚をお願いします。複数名の場合は、コピーなどとしてご利用ください。
申込書に記載された個人情報は必要な目的以外に使用いたしません。

ホームページからも
お申込みいただけます。

記入日 年 月 日

申込者 (連絡先)	フリガナ	
	貴社名	
	部署名・役職	フリガナ
		お名前
	ご住所 〒	
	TEL:	FAX:
	Eメール:	
今回のシンポジウムを知った媒体に○をつけてください。		
1 中小企業のための女性活躍推進サポートサイト		
2 メールマガジン		
3 本チラシ		
4 グーグルなどネット検索		
5 知人などからの情報		
6 その他()		

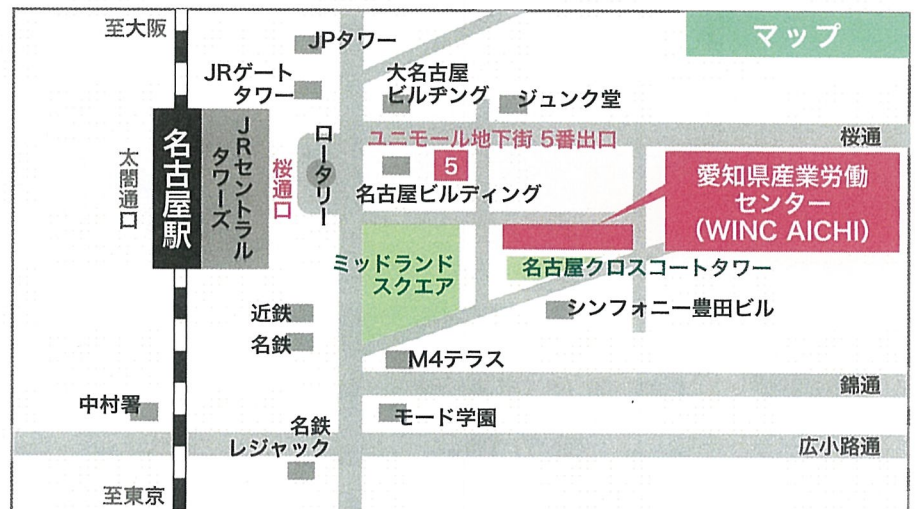
会場所在地

愛知県名古屋市中村区名駅4-4-38
愛知県産業労働センター
(ウィンクあいち)
TEL 052-571-6132

アクセス

JR「名古屋駅」桜通口より
ミッドランドスクエア方面へ

徒歩 5分



ご相談、ご質問は、お気軽にご連絡ください 相談無料

まずは、お電話を TEL 03-3456-4412 平日 9:00 ~ 17:30

メール相談

女性活躍推進アドバイザーがお答えします。
専用フォームからお気軽にご相談ください。

企業個別訪問

女性活躍推進アドバイザーが、具体的な取組方法等についてきめ細かく支援します。

定期相談会(東京のみ)

毎週火曜日、東京事務局にて
(事前予約制)

お申込み
お問い合わせ

女性活躍推進センター東京事務局 一般財団法人 女性労働協会

〒108-0073 東京都港区三田3-5-21 三田北島ビル4階

TEL 03-3456-4412 FAX 03-6809-4472 Mail suishin@jaaww.or.jp

女性活躍推進サポートサイト

検索

中小企業のための女性活躍推進サポートサイト URL <http://www.josei-suishin.com/>

▲こちらからもお申込みいただけます。